

第26号議案

「2017こどもコーラスフェスティバル（第31回少年少女合唱祭全国大会）」の後援
名義の使用承認について

上記の議案を提出する。

平成29年7月7日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

2017年 6月 13日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 全日本合唱連盟

住所 (所在地) 中央区築地5-3-2

朝日新聞東京本社

代表者名

(ふりがな) きし しんすけ

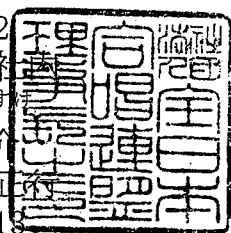
理事長 岸 信介

代表者連絡先
(事務担当者)

事務局長 田辺 正樹

TEL:03-5540-7818

FAX:03-3544-1964



下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	2017こどもコーラス・フェスティバル (第31回少年少女合唱祭全国大会)	
実施期間	2017年 8月 5日 (土) から 2017年 8月 6日 (日) まで (2日間)	
実施場所	文京シビックセンター	
事業内容	目的※	声を出す喜び、音楽に触れる楽しみを経験してもらうことで、子どもたちの将来に大きく広がる音楽文化への幸いなる入り口を提供する。
	内容	全国から選抜された少年少女合唱団によるフェスティバル。文京区内の小学1～3年生を対象に「初めて歌うこどものための合唱教室」を実施 (参加無料)。
	対象者	少年少女合唱団 および 「初めて歌うこどものための合唱教室」参加の小学生 (参加予定人員500人)
	参加費	無料 (一般客の入場は1,500円/中学生以下500円)
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	文京アカデミー、文京区、全日本少年少女合唱連盟 (いずれも申請中)	
備考		
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに 同意する		

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

2017こどもコーラス・フェスティバル 収支予算書

2017/4/3

【収入の部】

単位：円

科目	内 容	予算額	予算額
入場料収入	一般入場券 1500円×500枚	750,000	800,000
	中学生以下券 500円×100枚	50,000	
受講料収入	合唱指導者のためのセミナー 1000円×40名	40,000	40,000
補助金収入	日本芸術文化振興基金助成金	792,000	792,000
雑収入	テキスト楽譜・プログラム売上	50,000	50,000
繰り入れ	全日本合唱連盟運営会計より繰り入れ	2,804,000	2,804,000
合 計		4,486,000	4,486,000

【支出の部】

科目	内 容	予算額	予算額
会場費	会場使用料	1,150,000	1,610,000
	付帯設備使用料	250,000	
	看板/プラカード制作費	210,000	
運搬費	資材運搬費・プログラム運送費	20,000	20,000
謝金	講師 111,370円×4人	445,000	812,000
	全員合唱指揮 111,370円	111,000	
	ピアニスト(4人) 44,548円×4人	178,000	
	司会 38,979円+5,568円	45,000	
	通訳	0	
	救護看護師 11,137円×2日	22,000	
	デザイン料	11,000	
特別出演	0		
文芸費	ピアノ調律費	25,000	125,000
	著作権使用料(演奏料)	50,000	
	楽譜印刷著作権料・購入費	50,000	
印刷費	プログラム	250,000	395,000
	参加募集パンフレット	35,000	
	参加要項	20,000	
	チラシ	20,000	
	入場券印刷	20,000	
	招待状・マニュアルほか	50,000	
賃金	当日スタッフ・実行委員会 @4000×(20+65)	340,000	390,000
	事務局スタッフ賃金他	50,000	
旅費	講師・役員他旅費	320,000	500,000
	宿泊費	180,000	
	実行委員会旅費・宿泊費	0	
通信費	郵送料・送付料	120,000	120,000
交通費	事務交通費、当日タクシー代	20,000	20,000
会合費	実行委員会	40,000	100,000
	反省会		
	講師夕食会	60,000	
食糧費	昼食弁当 講師役員 @1500円×15食×2日	45,000	179,000
	昼食弁当 スタッフ他 @800円×(30食+75食)	84,000	
	茶菓・果物・夕食費	50,000	
表彰費	参加章	100,000	100,000
消耗品費	事務用品費	20,000	20,000
雑費	傷害保険	45,000	95,000
	雑費	50,000	
合 計		4,486,000	4,486,000
収支差額			0

2017 こどもコーラス・フェスティバル (第31回少年少女合唱祭全国大会) 企画書

1 名称 「2017こどもコーラス・フェスティバル (第31回少年少女合唱祭全国大会)」

2 目的

この事業は、全国各地で活動している「こどもコーラス」(少年少女合唱団)と海外団体を招聘し、こどもコーラス団体の交流と演奏機会を提供し、合唱活動の輪をさらに広げ、地域の文化活動への振興と合唱音楽の普及と向上をめざし、ひいては我が国の文化の振興に積極的に寄与するものであります。毎年8月、東京を中心に全国を持ち回りで開催しています。

また、昨年度から新たに始めた「初めて歌う子どものための合唱教室」は、これまであまり合唱に触れたことのない小学校1～3年生(開催地在住)を対象に、声を出す喜び、音楽に触れる楽しみを経験してもらうことで、子どもたちの将来に大きく広がる音楽文化への幸いなる入り口となるものと考えております。

3 大会概要

主催：一般社団法人全日本合唱連盟、朝日新聞社

共催：公益財団法人文京アカデミー(予定)

後援：文京区、文京区教育委員会、全日本少年少女合唱連盟(いずれも予定)

主管：東京都合唱連盟

日時：2017年(平成29年)8月5日(土)・6日(日)

5日(土) 13:00～19:00

◇全員合唱の練習/こどものためのアトリエ/初めて歌う子どものための合唱教室
合唱指導者のためのセミナー

6日(日) 10:30開場 11:00開演 17:30終演予定

◇フェスティバルコンサート

会場：文京シビックホール

〒112-0003 東京都文京区春日1-16-21 TEL.03-5803-1100

講師：伊東恵司(合唱指揮者)、戸崎文葉(合唱指揮者)、野本立人(合唱指揮者)、依田 浩(合唱指揮者)

参加合唱団：(15団体・約500名)

さいたまシティジュニアコーラス (埼玉県)	江東少年少女合唱団 (東京都)
印西少年少女合唱団 (千葉県)	みなみ野キッズシンガーズ (東京都)
きみつ少年少女合唱団 (千葉県)	岐阜各務原児童合唱団 (岐阜県)
ことり児童合唱団 (千葉県)	倉敷少年少女合唱団ジュニアクラス(岡山県)
ジュニアコーラス フェアリーズ (千葉県)	東広島児童合唱団 (広島県)
千葉ソナク少年少女合唱団 (千葉県)	諫早ジュニア合唱団 (長崎県)
ゆりがおか児童合唱団 (神奈川県)	中国・広州オペラハウス児童合唱団 (中国)
浅川少年少女合唱団 (東京都)	

参加料：無料

入場料：一般1,500円/中学生以下500円

4 「初めて歌う子どものための合唱教室」概要

日時：8月5日(土) 合唱教室 14:00～16:30 (13:30受付開始)

6日(日) リハーサル 13:20～13:50

舞台整列・保護者による写真撮影 13:50～14:00

発表演奏 14:10～14:20

会場：文京シビックホール 地下1階 「練習室1」

講師：戸崎文葉(とざき・ふみよ)(静岡児童合唱団指揮者)

対象：文京区在住の小学1～3年生。定員30名

内容：リズムによって身体を動かす。無理の無い発声で、声を出すことに慣れる。(予定)

楽譜を使わず口伝えて曲を練習し、翌日のフェスティバルコンサートで発表演奏。

途中休憩を挟み、2時間30分の講座。

費用：参加料は無料。楽譜代等の負担もありません。移動に要する交通費や食事代は各自負担。聴講料無料。

6日「フェスティバルコンサート」は、合唱教室に参加する児童および保護者1名は入場無料。

<問い合わせ先>

〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2 朝日新聞東京本社内

全日本合唱連盟事務局 担当 梅田昌和 (event@jcanet.or.jp)

TEL.03-5540-7813 FAX.03-3544-1964

こどもコーラス・フェスティバル（少年少女合唱祭全国大会） 実績

◇2016こどもコーラス・フェスティバル in はままつ（第30回少年少女合唱祭全国大会）

日 程：2016年（平成28年）8月6日（土）・7日（日）

会 場：アクトシティ浜松（静岡県浜松市）

出演団体：17団体・686名

NHK水戸児童合唱団	（茨城県）	桑名少年少女合唱団	（三重県）
きみつ少年少女合唱団	（千葉県）	浜松市立広沢小学校合唱部	（静岡県）
谷山少年少女合唱団	（鹿児島県）	Taipei Philharmonic Youth & Children's Choir（台湾）	
ジュニア コーラス フェアリーズ	（千葉県）	宝塚少年少女合唱団	（兵庫県）
波田少年少女合唱団	（長野県）	千葉ソナク少年少女合唱団	（千葉県）
ことり児童合唱団	（千葉県）	岐阜各務原児童合唱団	（岐阜県）
FCT郡山少年少女合唱団	（福島県）	豊田市少年少女合唱団	（愛知県）
相模原市少年少女合唱団	（神奈川県）	ジュニアクワイア浜松	（静岡県）
宇治市少年少女合唱団	（京都府）		

◇2015こどもコーラス・フェスティバル in ひろしま（第29回少年少女合唱祭全国大会）

日 程：2015年（平成27年）8月1日（土）・2日（日）

会 場：広島文化学園HBGホール（広島市）、JMSアステールプラザ（広島市）

参加団体：18団体・497名

広島女学院中学校合唱部	（広島県）	直方少年少女合唱団	（福岡県）
山陰少年少女合唱団リトルフェニックス	（鳥取県）	池田ジュニア合唱団	（大阪府）
ぶんどおのジュニアコーラス	（大分県）	福井市少年少女合唱団	（福井県）
鳥取市少年少女合唱団	（鳥取県）	希望児童合唱団	（台湾）
ウラジオストク児童合唱団「赤い帆」	（ロシア）	善通寺少年少女合唱団	（香川県）
キンダーコア花輝	（静岡県）	諫早ジュニア合唱団	（長崎県）
総社ジュニアコーラス	（岡山県）	キンダーコール鳩笛の会	（愛知県）
みずゞ少年少女合唱団	（山口県）	宝塚少年少女合唱団	（兵庫県）
MJCアンサンブル	（福島県）	Voice of Young in Hiroshima	（広島県）

◇2014こどもコーラス・フェスティバル（第28回少年少女合唱祭全国大会）

日 程：2014年（平成26年）8月2日（土）・3日（日）

会 場：洗足学園音楽大学シルバーマウンテン（川崎市）、昭和女子大学人見記念講堂（世田谷区）

参加団体：15団体・536名

佐倉ジュニア合唱団	（千葉県）	沖縄 名護ジュニアコーラス	（沖縄県）
かしま少年少女合唱団「虹Kids」	（茨城県）	青山学院高等部聖歌隊	（東京都）
Wings Jr.	（埼玉県）	FCT郡山少年少女合唱団	（福島県）
岐阜各務原児童合唱団	（岐阜県）	水戸ピッコロ少年少女合唱団	（茨城県）
千葉ソナク少年少女合唱団	（千葉県）	小平市少年少女合唱団	（東京都）
豊田市少年少女合唱団	（愛知県）	ジュニアコーラス フェアリー	（千葉県）
宇治市少年少女合唱団	（京都府）	台湾原聲童聲合唱團	（台湾）
善通寺少年少女合唱団	（香川県）		

一般社団法人全日本合唱連盟 定 款

平成24年4月1日 制定・施行
平成24年5月20日 変更

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全日本合唱連盟（英文名はJapan Choral Association）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、総会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(事業年度)

第3条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、合唱音楽の普及向上を図り、もってわが国の芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 合唱コンクール、合唱祭、講習会、研究会などの開催
- (2) 合唱資料の収集保存公開に関する事業
- (3) 国際交流事業
- (4) 合唱指導者の育成
- (5) 合唱曲創作の奨励及び普及
- (6) 合唱楽譜の刊行及び録音物、録画物の原盤の制作
- (7) 合唱普及事業への助成
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、必要に応じて日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 総会で承認した都道府県地区を単位とした合唱連盟を代表する個人。
 - (2) 維持会員 この法人の目的並びに事業を賛助し、総会において別に定める会費を納める個人または団体。
 - (3) 名誉会員 この法人に対して特に功勞のあった者のうちから、総会の決議をもって推薦された個人。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- 3 正会員は、総会で認めた任意の団体である支部を構成する。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となる。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める会費等を支払う義務を負う。ただし、名誉会員は会費等を納めることを必要としない。

2 既納の会費等はいかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または正会員の属する合唱連盟が解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
- (2) 事業報告の承認
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 会員の除名
- (5) 理事及び監事の選任又は解任
- (6) 理事及び監事の報酬等の額
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第19条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、または、議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における18条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、理事長及び出席した正会員の中から選任された議事録署名人1名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 17名以上21名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長、3名以内を副理事長、6名以上9名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 2項の副理事長および常務理事を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は正会員及び有識者の中から総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特殊の関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長は理事長を補佐する。
 - 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 5 理事長、副理事長、常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を行う。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
 - 4 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、または法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

- 第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度に関する最終の定時総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第27条 理事及び監事に対して、総会において決議された額を報酬等として支給することができる。

第6章 名誉会長・相談役及び顧問

(名誉会長)

- 第28条 この法人に、名誉会長を置くことができる。
- 2 名誉会長は総会の決議により推戴する。

(相談役)

- 第29条 この法人に、任意の機関として若干名の相談役を置くことができる。
- 2 相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
 - 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
 - 4 相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 5 相談役の報酬は、無償とする。

(顧問)

- 第30条 この法人に、任意の機関として若干名の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
 - 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
 - 4 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 5 顧問の報酬は、無償とする。

第7章 理事会

(構成)

- 第31条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第32条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

(資産の種別)

第36条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の事業を行うために不可欠な財産として理事会として決議した財産とする。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の決議を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第38条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の決議を経て、その一部に限り、これらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第39条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の決議及び総会の承認を受けて、その一部または全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとし、剰余金の分配は行わない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

- 第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長1名、その他の職員を置く。
 - 3 事務局長は理事会の承認を得て理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。
 - 4 事務局長は、理事が兼任することができる。
 - 5 職員は、有給とする。
 - 6 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第47条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 雑則

(細則)

- 第48条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の決議を経て、別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、浅井敬一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第3条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

全日本合唱連盟 役員等

役員(2017年5月29現在)

■理事長・代表理事

岸 信介

■副理事長・業務執行理事

梅山 登 菅野正美 末廣正巳

■常務理事・業務執行理事

今井邦男 大木秀一 片野秀俊 片山謙二 上村義夫
清原浩斗 長谷順二 長谷川冴子 山田衛生

■理事

朝倉喜裕 金川明裕 斉田好男 清水敬一 玉川昌幸
新居誠司 羽根功二 山田靖了

■監事

長内 勲 田中登志生 谷村真一

名誉会長・相談役・顧問・名誉会員

■名誉会長

浅井敬壹(合唱指揮者)

■相談役

佐藤陽三(愛媛大学名誉教授)

吉森章夫(徳島大学名誉教授)

■顧問

池辺晋一郎(作曲家)

渡辺雅隆(朝日新聞社代表取締役社長)

中村義朗(元副理事長)

野村維男(元副理事長)

皆川達夫(音楽史学者)